

## 木曽川水系連絡導水路事業に係る当県に寄せられた意見

内	容
	訂正部分は、調査手法に直接係わるというよりも、資料整理における不注意な処理に過ぎないと思います。私としては、環境レポートに関して、私が提出した意見等につきまして、どのような対応がなされるのかについて、関心があります。
	あまりにも「環境レポート」の内容が杜撰（ずさん）であり、適切な調査を担（にな）える状態にあるとは考えられない。担当職員・検討委員等を全て選びなおした上で、導水路計画自体を白紙に戻して、計画そのものから再検討する必要がある。
	初歩的な訂正内容が多く、データそのものの信憑性に疑いを持たざるを得ない。
	本事業について、計画アセスメントを実施せず、いきなり事業アセスメントを実施したことは意味がない。計画アセスメントを実施した場合、対費用効果および環境評価との関係から事業実施の必要性が無い。また、他の代替案が見つかる可能性が高い。 本事業のように膨張社会をベースにおいた計画を今後、今間近に訪れると思われる縮小社会に向けて再検討する時期に来ているように思われる。 また、本事業についての緊急性は極めて低く。実施する必要があるのか否か、事業そのものを見直すべきである。
	木曽川水系において、農業用水の取水は全体水利用量の70%を占めている。その利用実態を調査し、議論すべきであるが、河川整備計画を審議した流域委員会においてはきちんと議論されなかった。特に、犬山頭首工から取水している濃尾用水(許可水利権)は、都市化により灌漑面積が半減しているにも関わらず現在も毎秒51m <sup>3</sup> 取水しており、これを10~20%削減させるだけでも、導水路は必要なくなるかもしれない。その様な既存の水需要を見直し、利水計画を根本から見直し新たな計画の必要性を検討すべきである。渇水対策については、昭和61年、平成6年の経験を生かし、既存の発電ダム等の効率的利用を含め検討すべきである。
	水利権は、河川管理者が許可をする。歴史的な経緯をもった農業用水であったとしても、取水の実態に見合った権利を許可していくべきであり、公共物である河川に、不要となった水を生態系用水として戻していくべきである。河川管理者にはこれらを指導していく義務がある。例えば、根尾川では、瀬切れが頻発しているが既存の取水実態(席田用水の水利権毎秒32m <sup>3</sup> )を見直すことにより、瀬切れを防ぐことが可能である。

当県に寄せられた意見は、国土交通省及び水資源機構に伝えております。これらも、国土交通省に直接届けられた意見と同様に取り扱われます。